

児童福祉白書について



山下 俊郎

今年には児童福祉法が施行されて十五周年にあたっている。このことを記念して、こどもの日に、厚生省から児童福祉白書が発表された。

児童福祉法が施行されるようになった後、昭和二十六年のこどもの日には児童憲章が制定発布され、また一九五九年すなわち昭和三十四年の十一月十七日には国際連合の児童の権利宣言が全世界にむかって発表され、わが国でもその一月のち、参議院でこれに賛成しその実行に進むという決議がなされたのを最初として、各方面からこれを取入れる体制が宣言されるようになった。

児童福祉法、児童憲章、国連児童権利宣言という三本の大きなしっかりした柱ができて、わが国の児童福祉もいちじる

しい発展をとげては来た。これらの柱のなかった頃にくらべると誠に大きな進歩が見られるのである。しかし、その一面、まだまだ残された大きな問題には大きいかつ重要なものがある。わが国の児童福祉は、いま一つの大きな転機に來ているとわかっていい。そこで、この児童福祉白書の発表になったのである。

児童福祉白書の発表にともなって、二つの大きな事があった。その一つはすでに白書の中にも述べてある全国児童福祉会議が五月の三十、三十一の両日東京で開かれたことである。この会議において全国から参集した児童福祉関係者は、六つの分科会にわかれて協議し、大きな成果を挙げた。もう一つは、昨年発足した池田首相の諮問機関である「人づ

くり懇談会」が人づくりの根拠としての児童の問題をとりあげ、この白書を取りあげたことであり、五月二十七日の同懇談会には児童の問題についての発言者として、木下正一医博とわたくしが新たに参加して発言させてもらったことである。首相はこのうち全国児童福祉会議にもわざわざ臨席して、おそらく秘書官が書いたであろう祝辞の原稿をはなれて自分のことばで所感を述べる部分もあるという型破りの挨拶をしたほどであるから、児童問題に対する首相の関心はかなり強いものがあると見ていいであろう。

このような意味で、児童福祉白書は、かなり大きい影響をもたらしつつあり、その影響をわたくし達の子どもの幸せの上になきなみのりをもたらすものにしたいと、わたくし達は心から願うものである。そして、そのように願うが故に、わたくしはこの白書の内容について世の中のおとなが知ってほしいと思ひ、わけても幼児保育のことにたずさわっておられる方々によく知ってほしいと願うのである。そこで、きわめて大まかな事だけしか述べられないと思うが、白書の内容について紹介してみたいと思う。

* * *

まずこの白書の目ざすところは何かということであるが、

これはいうまでもなくわが国の児童問題の現実をはっきりとつかみ、その問題点をはっきりさせて、将来の見通しをたてる資料を提供するということである。

そこで、ごく大まかに目次を拾うという形で内容を述べてゆこう。まず序は児童福祉問題の展望という題で、白書の目標から述べ、諸外国の児童福祉の実状を紹介し、新しい方向への展望をしている。

Iは児童福祉に関する問題点とその背景という題で、第一節では母子保健上の問題点として、妊産婦、乳幼児の保健、体位、栄養、家族計画、人工妊娠中絶の実態と問題点を明らかにしている。第二節では、心身機能の障害について、精神薄弱児、盲ろうあ児、言語障害児について述べる。第三節では家庭養育における障害について、父母の有無、経済的貧困、母親の就労についてふれる。第四節は、健全育成上の障害について、非行、不慮の事故、自殺、長期欠席、家出などのいわゆる現象面に現われた問題、次に、児童をとりまく社会環境とその問題点、さらに家庭生活における問題点ということで現代の親子関係の問題点にふれている。第五節は、児童福祉施設その他運営上の問題点として、施設に関連する現行制度の問題点をえぐっている。そして、第六節において、児童

福祉問題の背景という見出しで、人口変動と家族変動の問題について述べている。

Ⅱは児童福祉の保障と実施機関という章で、地方公共団体の役割、児童相談所、福祉事務所、保健所、児童福祉審議会、児童委員、児童福祉行政等の予算の各項目について、現行の児童福祉の実状を解説している。

Ⅲは一般児童対策という章である。ここでは第一節が家庭対策でそこでは家族計画、家庭養育の指導について述べ、第二節では母子保健について妊娠中の諸事項、未熟児対策、新生児訪問指導、三才児健康診査、母子保健施設のことが述べられている。第三節は、健全育成について、児童厚生施設、地域組織活動、児童福祉のためのボランティア活動、児童福祉審議会の推せん、勧告、こどもの日行事に関して述べてある。

Ⅳは、要保護児童対策の章である。第一節は要保護児童対策の概要で、児童福祉施設入所を伴う施策とこれを伴わない施策とにわけて解説してある。第二節は、身体障害児、第三節は虚弱児、第四節は要保護乳児、第五節は結核児童の療育、第六節は重症心身障害児の療育、第七節は精神薄弱児、第八節は要養護児、第九節保育に欠ける児童、第十節要教護児のそれぞれ保護、指導の問題について述べている。

Vは、母子福祉対策の章である。第一節は経済自立への援助について、第二節所得保障および生活援護、第三節就労、第四節住宅、第五節母子福祉施設、その他について述べている。

Ⅵは、児童福祉に関する調査研究と専門家の養成という章である。ここでは、現在の状況として、厚生科学研究と統計調査、医療研究、児童問題研究所、専門家の養成、現任訓練の諸問題にふれてある。

Ⅶは、児童と社会保障という章で、児童扶養手当、その他の諸制度における保障、児童手当の問題が扱われている。

Ⅷは、児童福祉に関する内外情報その他関係事項という章で、国内と国際の両関係の事柄が述べられている。

Ⅸは、白書の結びの章で、児童福祉行政の方向として、中央児童福祉審議会による方向づけと、全国児童福祉会議に期待するもの、という二節で結んである。

そして最後に、児童憲章、児童権利宣言、児童福祉施設の現状、児童福祉対策一覧および昭和三十七、三十八両年度の予算比較表などが、資料として挙げられている。

* * *

以上、児童福祉白書を、その目次を書きならべる程度にしか紹介できないのは誠に残念であるが、おおよそどういう内

容が盛られているかということ、わかっていただけのこと
と思う。そこでこの内容を一つの足場として、児童福祉とい
うことの基本的な考え方について少し述べてみたいと思う。

いわゆる児童問題において、まず最初の出発点は、古い用
語としての児童保護ということばに現われている通りに、保
護というところにある。それは、心身の欠陥や環境に恵まれ
ないという条件から発生するいわゆる要保護児童の保護とい
うことである。これは諸外国の場合でも、わが国の場合でも
おなじであって、わたくしはこのことを何らかの意味にお
いてマイナスの状態にある子どもの保護ということだと説明
している。そしてこのようなマイナスの状態にある子どもの
保護ということから、さらに積極的に進んで行くと、子ども
達がマイナスの状態にならないように対策をたてるという方
向が打ちたてられる。これは消極的なあと始末よりも、積極
的な予防へ進むということである。そして、これをさらに進
めるならば、単にマイナスの状態にある子どものことだけを
考えるよりも、社会の子ども全体のことを考え、この子ども
たちの生活を高め、幸せを進めることによって、マイナスの
状態の子どもも高められるという全体的、積極的な立場が出
てくるのである。このような見地に立つとき、消極的な児童

保護ということから一步進んで、積極的に全体の児童の幸せ
を確保し、これを高めるといふ児童福祉という考え方が出て
くるのである。

今日の児童問題は、消極的な保護でなくて積極的な児童福
祉の推進によってすすめられる。わが国の児童行政も、いま
まさにこの方向に新らしく脱皮しつつあるところである。こ
の脱皮は、もともと児童福祉法の制定の時から行なわるべき
であったのであるが、当初からつい最近まで、消極的保護の
色彩はおおうべくもなかった。これがようやく脱皮の方向を
とりつつあることは誠にうれしいことである。

とくに、心理学や医学の科学的研究の成果をとり入れて、
乳幼児期の重要性を認めてその対策に重点を置き、また母性
を重視し、さらに乳幼児、児童の生活の本拠としての家庭を
重視して家庭対策を深く考慮していることは、誠に大きな進
歩である。そして、このような動きの中にあつて、幼児保育
の営みはきわめて重要な意味を持つことはきわめて明らかで
あり、諸外国の保育施設でもそうであるように、保育施設を
足場として家庭および母親の指導にまで進むことは、児童福
祉の上に大きな貢献をするものであることを、改めて認識し
たいと思うものである。